



そこが知りたい！

## 国際税務ニュースレター

今回のテーマ： 税務行政執行共助条約による国際間の税の徴収共助

2020年10月23日付の日本経済新聞は「『海外財産逃さない』「国税当局、徴収で国際連携」において、国際間の「徴収共助」制度を利用した海外当局への徴収要請件数が、2019事務年度において、過去最多の29件となったことを報じています。東京国税局は、この「徴収共助」を利用して、韓国の税務当局と連携し、日本国内の滞納税額800万円を徴収したとされています。

### 徴収共助の背景

近年、国境を超える経済取引が活発化する中で、国際的な脱税及び租税回避行為に対する取り組みが重要な課題となっています。このため、税制面だけではなく情報交換や徴収共助といった税務行政の執行面においても国際間の協力が不可欠となっています。国際間で連携して税務行政を執行する際の根拠となるのが、多国間税務行政執行共助条約（正式名称は「租税に関する相互行政支援に関する条約」（Convention on Mutual Administrative Assistance in Tax Matters））です。日本は2011年11月4日に本条約に署名し2013年6月7日に国会で承認され、2013年10月1日に発効しています。我が国にとって租税に関する初めての多国間条約です。

本条約は下記3つの税務支援を国家間で相互に行うことを目的としています。

1. 情報交換：締約国間において、租税に関する情報を相互に交換すること（条約第3章第1節）
2. 徴収共助：租税の滞納者の資産が他の締約国にある場合、他の締約国にその租税の徴収を依頼すること（条約第3章第2節）
3. 送達共助：租税に関する文書の名宛人が他の締約国にいる場合、その締約国にその文書の送達を依頼すること（条約第3章第3節）

### 徴収共助の概要

税務当局が租税の賦課・徴収を行うことが出来る範囲は、日本の主権の及ぶ範囲に限られます。そのため、税務当局が滞納などを理由に納税者の財産を差し押さえるには、その対象財産が日本国内にあることが前提となります。一方で、納税者は日本国内ではなく外国に潤沢な財産を有していることもあります。そのような場合に、納税者が租税の徴収を免れることが出来れば、他の納税者との課税の公平性は失われてしまいます。各国の税務当局が、租税条約の相互主義の理念の基づき連携してこうした問題に対応する制度が「徴収共助」です。

日本において本条約の適用対象となる税目は、所得税、法人税、復興特別所得税、復興特別法人税、消費税、相続税、贈与税、地方法人税です。また二国間条約でも徴収共助の規定が定められており<sup>ii</sup>、要請を行う場合はいずれを適用するか選択することとなります。

### 日本の国内法に基づく実施手続き

日本における徴収共助の具体的な手続きは、租税条約等実施特例法に次のような規定が設けられています。

1. 外国から共助の要請を受けた場合

条約の相手国から租税債権の徴収共助の要請があった場合には、その対象者（共助対象者）の住所、居所、本店、支店、事務所等又は共助対象者の財産の所在地を管轄する国税局長が、その要請に係る共助の実施を決定しますが、決定に際しては、共助実施の拒否事由が定められています（実特法11①）。

共助対象外国租税の徴収をする場合には、国税通則法と国税徴収法が準用されます（実特法 11 ④）。

## 2. 外国に対して共助の要請を行う場合

条約により日本が相手国に租税債権の徴収共助を要請した場合、租税債権の消滅を規律するのは要請国である日本の国内法です。しかし多国間税務執行共助条約では、一定の場合に、被要請国が要請国の租税債権を徴収するために行った行為により、その租税債権の消滅時効が中断又は停止する規定が設けられています（第 14 条 期間制限 2）。このような租税条約等により要請国の租税債権が時効中断等したこととなるときは、要請国である日本の国内法により国税の徴収権の時効が中断又は停止したものとみなされます（実特法 11 の 2①）。

### **お見逃しなく！**

日本は 2018 年から OECD において策定された「共通報告基準（Common Reporting Standard :CRS）」により、諸外国と非居住者の金融口座情報の自動的情報交換を実施しています。2018 年事務年度において、74 の国・地域から 744,986 の口座情報を受領し、58 の国・地域へ 90,155 の口座情報を提供しています<sup>iii</sup>。今後、CRS 制度で交換された情報を利用して、徴収共助による要請・徴収が増加するのではないかと予想されます。

---

<sup>i</sup> 租税に関する相互行政支援に関する条約及び租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書の日本国による受諾に関する告示（平成 25 年外務省告示第 232 号）、租税に関する相互行政支援に関する日本国政府による地方法人税法の採用の通告に関する告示（平成 26 年度外務省告示第 337 号）

<sup>ii</sup> 例えば、日米租税条約第 27 条、日英租税条約第 26 条の A、

<sup>iii</sup> 国税庁レポート 2020 46 頁 <https://www.nta.go.jp/about/introduction/torikumi/report/2020.pdf>